

和水町公告第7号

農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号)第19条第1項の規定により、下記の地域の地域農業経営基盤強化促進計画を変更したので、同条第8項の規定により公告する。

令和8年3月6日

和水町長 石原 佳幸



記

1 地域農業経営基盤強化促進計画を変更した地区

(1) 菊水中央地区

(白石、北原、鶯原、中原、牧野、寺山、江光寺、中路、馬場、皆行原、浦谷、立石、大江田、藤田、前原、米渡尾 )

(2) 菊水南地区

(上日平、下日平、西用木、北用木、南用木、萩原、蜻浦)

(3) 菊水東地区

(久米野、岩尻、志口永、古閑、本村、前野、榎原、焼米、大屋、東、菰田、中、西)

(4) 菊水西地区

(江栗第1、江栗第2、江栗第3、竈門第1、竈門第2、上久井原、下久井原、長小田、内田第1、内田第2、内田第3)

(5) 十町地区

(山口、猿懸、下平、坂本、橋上、瀬戸、宿)

(6) 板楠・上板楠地区

(横枕、台、芝中、日向、西光寺、小原、有山、岡、迫丸、上東、平々、西口、浦部、萱原)

(7) 神尾地区

(野田、石坂・桃木、乙丸・梶原、高畑・小屋敷、栗山・小次郎丸、上津田、下津田、上平野、下平野、上岩、中岩、下岩)

(8) 中林・吉地地区

(中林、永浦・稲泉、切畑・境、村・古閑、遠野、山森・原口、畑田・簾置、福田)

(9) 和仁地区

(太郎丸・坂口、田中・馬場田、小田・赤四郎、西山・大平、木下・鬼丸、陣内・観音寺、野中、犬ヶ蔵・菰田、久郎原・山口)

2 縦覧場所

和水町役場 三加和支所 農林振興課